

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年11月 4日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 3 件

| NO. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-------------|--|------|----|
| 1 | 1号機 | 換気空調系主冷凍機(C)加圧試験時において、吸込容量制御装置伸縮管継手シャフト付け根部の割れによる漏えい(試験用の液体)が認められたため、当該伸縮管継手を交換。 | GIII | |
| 2 | 4号機 | 非常用ディーゼル発電設備(A)燃料噴射弁(No. 6)の噴射試験時において、動作不良(燃料が噴射せず)が認められたため、当該噴射弁を点検・修理。 | GIII | |
| 3 | 3・4号廃棄物処理設備 | 固化系粉体ホッパ供給装置(A)エアノック(空気式ハンマリング装置)において、動作不良(動作せず)が認められたため、当該エアノックを点検・修理。 | GIII | |